

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の
改正を求める意見書

67年前に広島・長崎に投下された原子爆弾は、二つの都市を一瞬にして壊滅させ、多くの人の命を奪った。それから、今日まで被爆者は、いのち、からだ、こころ、くらしの被害に苦しめられている。

被爆者は、「再び被爆者をつくるな」という悲願実現のために「核兵器の廃絶」と「原爆被害に対する国の償い」を求めて、国内外で運動を続けてきた。この願いは被爆者の命を懸けた願いであり、日本国民と世界の人々の願いでもある。

国は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」によって被爆者援護施策を行っているが、原爆被害に対する償いはなされていない。

日本国民の命を守り、再び被爆者をつくらないためには、国が1日も早く原爆被害を償うことが必要である。死没者に弔慰金等を支給することで、国が弔意を明らかにすべきであると求める声も多い。

よって、国会及び政府においては、再び被爆者をつくらないとの決意を込め、原爆被害に対する救援拡充を内容とする「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）6月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員